

## 滋賀県人権啓発キャラクターおよび滋賀県人権啓発シンボルマーク使用取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、滋賀県が人権啓発を推進し、もって県民の人権意識高揚を図るために制作した滋賀県人権啓発キャラクター「ジンケンダー」および滋賀県人権啓発シンボルマーク（以下「キャラクター等」という。）の広く効果的な活用の促進を図ることを目的に、キャラクター等の適正な使用の確保に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用承認申請)

第2条 キャラクター等を使用する場合は、あらかじめ滋賀県人権啓発キャラクターおよび滋賀県人権啓発シンボルマーク使用申請書（様式第1号）を滋賀県人権施策推進課長（以下「人権施策推進課長」という。）に提出し、承認を得なければならない。

2 人権施策推進課長は、前項の規定による申請があった場合、その内容が次の各号いずれかに該当する場合を除き、使用を承認するものとする。

- (1) 滋賀県の信用または品位を害すると認められる場合
- (2) 消費者や利用者の利益を害すると認められる場合
- (3) 特定の政治、思想または宗教等の活動に関する認められる場合
- (4) 法令または公序良俗に反し、または反する恐れがあると認められる場合
- (5) 営業または販売物に使用される恐れがある場合。
- (6) 特定の個人または団体等の広告等に利用される恐れがある場合
- (7) 常に更新される媒体（ホームページ等）に使用する場合
- (8) その他、承認することが不相当と認められる場合

3 前項の承認は、滋賀県人権啓発キャラクターおよび滋賀県人権啓発シンボルマーク使用（変更）承認通知書（様式第2号）をもって通知する。

(使用料)

第3条 キャラクター等の使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第4条 キャラクター等を使用する場合は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 定められた色、形式などを正しく使用すること。ただし、単色での使用は除く。
- (2) キャラクター等のイメージを損なう使用をしないこと。
- (3) 使用期間を遵守すること。
- (4) 原則として、滋賀県人権啓発キャラクター「ジンケンダー」を使用する場合は、キャラクターに近接して「滋賀県人権啓発キャラクタージンケンダー」と表記すること。
- (5) 承認された用途のみに使用し、人権施策推進課長が付した条件・指示に従うこと。

(見本品の提出)

第5条 キャラクター等のデザインの使用承認を受けた者は、当該承認に係る見本品等を速や

かに人権施策推進課長に提出しなければならない。ただし、提出困難なものについては、その写真の提出をもって代えることができる。

(承認内容の変更の申請)

第6条 キャラクター等の使用承認を受けた者が、承認された内容について変更しようとするときは、あらかじめ、滋賀県人権啓発キャラクターおよび滋賀県人権啓発シンボルマーク使用承認変更申請書(様式第3号)を人権施策推進課長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 前項の承認は、滋賀県人権啓発キャラクターおよび滋賀県人権啓発シンボルマーク使用(変更)承認通知書(様式第2号)をもって行う。
- 3 変更申請の承認後についても、第4条の規定を遵守しなければならない。

(承認の取り消し)

第7条 人権施策推進課長は、キャラクター等の使用がこの要領もしくは承認内容に違反していると認められた場合または申請の内容に虚偽があることが判明した場合には、当該承認を取り消すことができる。

- 2 前項の承認の取り消しは、滋賀県人権啓発シンボルマーク使用承認取消通知書(様式第4号)をもって通知する。
- 3 本条第2項の規定により承認を取り消された者は、承認取り消しの通知があった日以降、当該承認に係る物件の使用、配布、掲示をしてはならない。

(責任の制限)

第8条 前条の規定により、キャラクター等の使用承認を取り消した場合、使用承認を受けた者に損害が生じても、滋賀県はその責めを負わない。

- 2 キャラクター等の使用承認を受けた者がキャラクター等の使用によって第三者に対して損害または損失を与えた場合でも、滋賀県は、損害賠償、損失補償その他法律上の責任を一切負わない。

(補則)

第9条 この要領に定めるもののほか、キャラクター等の使用に関して必要な事項は、人権施策推進課長が別に定める。

付則

この要領は、平成23年12月15日から施行する。

付則

この要領は、平成27年3月1日から施行する。

付則

この要領は、平成28年12月16日から施行する。

付則

この要領は、令和2年4月30日から施行する。

付則

この要領は、令和3年9月29日から施行する。